

課題と背景

対応の方向性

法改正を要するもの

①災害発生前に国が対策本部を設置できない

- ・都道府県及び市町村は、災害対策本部を災害発生前に設置できるのに対し、国は、非常災害が発生した場合にしか本部を設置することができない
- ・大規模広域避難が必要な災害が発生するおそれがある段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者等が連携して対応する必要がある



①災害が発生するおそれがある段階での国の対策本部設置の制度化

- ・広域避難の準備・開始の段階で、広域避難を円滑に行うために、災害が発生するおそれがある段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができるように制度化

②災害が発生するおそれがある段階で、市町村長等が、避難先の調整を行う仕組みがない

- ・平時の調整によって避難先が確保できていても、災害が発生するおそれがある段階に追加で避難先の調整が必要となる事態が想定される
- ・現行の災害対策基本法では、発災後の規定しか整備されていない



②災害が発生するおそれがある段階で、市町村長等が、避難先の協議を行える仕組みの制度化

- ・平時の調整・協議を行い、あらかじめ協定を締結しておくことを前提としつつ、災害が発生するおそれがある段階において、協定の範囲内では対応ができない状況に、避難元市町村等が協議を行うことができる仕組みを設ける

③災害が発生するおそれがある段階で、都道府県知事が、避難手段の調整を行う仕組みがない

- ・平時の調整によって避難手段が確保できていても、災害が発生するおそれがある段階に追加で避難手段の調整が必要となる事態が想定される
- ・現行の災害対策基本法では、発災後の規定しか整備されていない



③災害が発生するおそれがある段階で、都道府県知事が、避難手段の要請等を行える仕組みの制度化

- ・平時の調整・協議を行い、あらかじめ協定を締結しておくことを前提としつつ、災害が発生するおそれがある段階において、協定の範囲内では対応ができない状況に、都道府県知事が要請等を行うことができる仕組みを設ける

④避難情報の発令等、市町村の対応にばらつきが生じる可能性がある

- ・避難元市町村間で事前に統一的な避難情報の発令基準を設けていても、想定したタイミングに対する遅れ等により、市町村の対応にばらつきが生じる



④大規模広域避難の要否は避難元市町村が統一的に判断する枠組みが適切
対応にばらつきが生じる場合には国や都道府県が積極的に支援

- ・避難の要否の判断は、河川洪水等の特性や地域の実状を踏まえて対応する必要があるため、避難元市町村長が統一的に判断するものの、事前に定められた基準では対応や判断が難しい場合は、都道府県の総合調整に加え、国の対策本部長から必要な指示等を行い、積極的に支援

⑤広域避難関係者間の調整を円滑に進めるための調整・協議の仕組みが明確になっていない

- ・大規模広域避難は関係者が多岐にわたり、様々なオペレーションの検討が必要



⑤既存の協議会等の枠組みを尊重・活用

- ・避難の実効性を確保するためには、平時から関係者の顔の見える関係を構築する必要があるが、すでに設置されている協議会では具体的検討が進み、相互理解が進んでいる

⑥平時からの周知啓発と「災害が発生するおそれ」の段階における情報提供が重要

- ・広域避難は通常の避難と異なり、避難のタイミングや避難場所が異なるため、地域住民や関係者へ普及・啓発等が重要



⑥日常のあらゆる場面における周知啓発による社会機運の醸成、
災害が発生するおそれがある段階で円滑かつ効率的な情報伝達

- ・個人、地域、企業・学校等も広く巻き込んだ平時からの周知啓発や訓練等の実施
- ・ガイドラインなどで広域避難に関する考え方や情報の名称を整理し、メディアとも連携の上で、情報の伝え方について検討